

令和7年度嬉野市食材価格高騰飲食店応援金交付要綱

(目的)

第1条 嬉野市は、食材等の高騰により影響を受けている事業者の負担軽減を図り、市民及び観光客等への飲食の提供を維持することを目的とし、市内で飲食の提供を行う事業者（以下、「交付対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内において応援金を交付することとし、その交付については、嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象事業者)

第2条 交付対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年10月1日現在において、市内で飲食店（テイクアウト専門店を含む）を営む者で、佐賀県から「飲食店営業」または「喫茶店営業」の許可を受けている者。（営業許可証の「営業者氏名」欄に記載のある者）
- (2) 法人にあっては市内を本社または本店所在地とした法人登記がなされている者。
- (3) 申請日時点において、第1号の事業を継続し、且つ概ね週4日以上営業を行っている者。
- (4) 応援金の交付を受けた後においても事業継続の意思がある者。

2 前項に該当する者で、営業許可を複数受けている場合、いずれか1事業者のみを交付対象事業者とみなすものとする。

3 第1項に定めるもののほか、市長が必要と認める者については、応援金を交付できるものとする。

4 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象事業者としない。

- (1) 医療・福祉サービス事業者
- (2) 嬉野市の指定管理者制度による施設の管理を行う者
- (3) 性風俗関連特殊営業を行う事業者

5 交付対象事業者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかにも該当する者であつてはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 交付対象事業者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(応援金の額)

第3条 応援金の額は、5万円以内とする。

(応援金の交付申請)

第4条 交付対象事業者は、令和7年度嬉野市食材価格高騰飲食店応援金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書の提出期間は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

令和8年1月13日から令和8年2月13日まで

(応援金の交付の条件)

第5条 応援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する会計年度の次年度から5年間保管すること。

(応援金の交付決定)

第6条 市長は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めるときは、応援金の交付の決定をして、令和7年度嬉野市食材価格高騰飲食店応援金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により交付対象事業者に通知するものとする。

2 前項の交付決定通知書による通知をするまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書の提出期限から概ね14日とする。

3 市長は、必要に応じて、交付対象事業者から申請内容の詳細を求め、又は調査することができる。

(応援金の請求)

第7条 前条第1項の規定により応援金の交付の決定を受けた者は、令和7年度嬉野市食材価格高騰飲食店応援金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(決定の取消し及び応援金の返還)

第8条 市長は、交付対象事業者が次の各号に該当するときは、応援金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができ、既に交付を受けた後においては、その全部または一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な行為により応援金の交付決定を受けたとき。

(2) 応援金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反する行為があったとき。

(3) 事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

(交付対象事業者への連絡がとれない場合や、市長からの依頼に対する不履行等により、事務処理に著しく支障が生じた場合など)

附 則

この要綱は、令和7年12月19日から適用する。

この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。